丹波山村教育大綱

（丹波山村教育振興基本計画）

令和３年（2021 年）８月

丹　　波　　山　　村

丹波山村教育委員会

目　次

総論 …… 1

第1章　計画策定の基本的な考え方 …… 2
1.1　策定の趣旨 …… 2
1.2　計画の位置づけ …… 2
1.3　計画の性格 …… 3
1.4　計画の期間 …… 3
第2章　教育を取り巻く社会の状況 …… 4
2.1　人口減少と少子化・人口流出 …… 4
2.2　親子山村留学の推移 …… 5
2.3　クローバル化の進展 …… 6
2.4　超スマート社会（Society 5.0）の到来 …… 7
2.5　家庭環境や地域社会の変化 …… 7
2.6　安全・安心に対する意識の高まり …… 8
2.7　未来への希望 …… 9

各論Ⅰ　これまでの取組 …… 10

基本方針1　たくましく心豊かな子どもを育む学校教育の推進 …… 11
1.1　「知」「徳」「体」の調和があり、地域性豊かな学校教育の推進 …… 11
1.2　学校教育環境や施設の整備 …… 12
1.3　学校給食や学校保健の充実 …… 12
1.2　青少年育成環境と推進体制の整備 …… 12
基本方針2　村づくりの人財を育む社会教育の推進 …… 13
2.1　生涯学習推進体制の整備 …… 13
2.2　生涯学習施設の整備 …… 13
2.3　生涯学習事業の充実 …… 13
2.4　生涯スポーツ施設の整備 …… 14
2.5　生涯スポーツの充実 …… 14

基本方針3　村民が身近に親しむ事が出来る場や機会の充実…… 15
3.1 文化の伝承と保存 …… 15
3.2 郷土芸能、伝統技術などの継承 …… 15
3.3 文化施設の充実…… 15

各論Ⅱ 丹波山村教育の目指す方向 …… 17

1.1 基本理念 …… 18
1.2 基本目標 …… 19
1.3 施策体系 …… 21

各論Ⅲ 施策の具体的方向 …… 22

1.1 基本目標1 「生きる力」を育む教育の実現…… 23
1.2 基本目標2 人生を豊かにする生涯学習の展開…… 28
1.3 基本目標3 だれもが安心して学べる教育環境の整備 …… 30

資料 …… 33

資料1 策定委員名簿…… 34
資料2 策定委員会の開催等 …… 35

総論

第1章 計画策定の基本的な考え方

1.1 策定の趣旨

○ 教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で村長と教育委員が協議を行ったうえで村長が定めたものです。

○ また、教育大綱において定める本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「丹波山村教育振興基本計画」を位置づけることとします。

○ つまり、丹波山村教育大綱は教育振興基本計画を兼ね合わせています。

○ 今や、人口減少や高齢化をはじめ、高度情報化やグローバル化の急速な進展等、社会情勢はめまぐるしく変動し、さらには家庭環境や地域社会の変化、安全・安心に対する意識や多様な学びの必要性の高まりといった教育に関わる変化も大きくなっています。また、2017（平成29）年に小・中学校、2018（平成30）年に高等学校の各学習指導要領が改訂され、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

○ こうした中、本村教育の一層の振興を図るために、社会の変化を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や施策の基本的方向を明確にすることが必要となっています。

○ このような考え方の下、新しい時代を拓く本村教育の進むべき方向とその実現に向けた基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定しました。

1.2 計画の位置づけ

○ この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本村教育振興の基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく本村教育大綱との整合を図り策定するものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年5月17日法律第29号）

（大綱の策定等）

第1条の3　地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

1.3 計画の性格

○ この計画は、今後の本村教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。

○ また、丹波山村第5次総合計画『縁（えにし）めぐる里　丹波山村』を基本として、社会情勢の変化に対応する新たな視点及び国・県の教育施策を勘案して策定します。

○ この計画は、村民に対しては、本県教育の理念や進むべき基本的な方向を明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

1.4 計画の期間

○ この計画の対象とする期間は、2021（令和3）年度を初年度とし、2024（令和6）年度を目標年度とする4年間とします。

第2章　教育を取り巻く社会の状況

2.1　人口減少と少子化・人口流出

○　急激な人口減少に直面している日本の人口は、2008（平成20）年をピークとして減少傾向にあり、2040（令和22）年には20代の人口が約7割に減少するほか、65歳以上の人口が総人口の3割を超える高齢化が予想されています。また、山梨県の人口は、2000（平成12）年の約89万人をピークに、その後、減少に転じ、2018（平成30）年4　月には約82万人となっています。

○　本村では、1955（昭和30）年の2、302人をピークに、人口は年を追うごとに減少しています。2040（令和22）年の推計人口は218人とのデータもあり、人口流出を食い止めることは本村の大きな課題となっています。

○　急激な村の人口減は、小中学校の児童生徒数にも大きく反映しています。1985（昭和60）年には、約150人の児童生徒が在籍し賑やかだった学校も、平成の初めには100人を割り込み、右肩下がりで減少してきました。2020（令和2）年現在の児童生徒数は、26名を数えるのみとなっており、保育所に通う幼児を含めても、幼児と学齢期の子どもたちの数は37名です。

○　学校では1人学級も存在します。集団でのコミュニケーション力や課題解決力を身に付けていくべき時期にそれがままならず、現場の努力と工夫に委ねられています。

○　また、新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」による学力の育成をねらっていますが、少人数であるがゆえの人と人との対話による深い学びをどう保証していくか、鍵となっています。

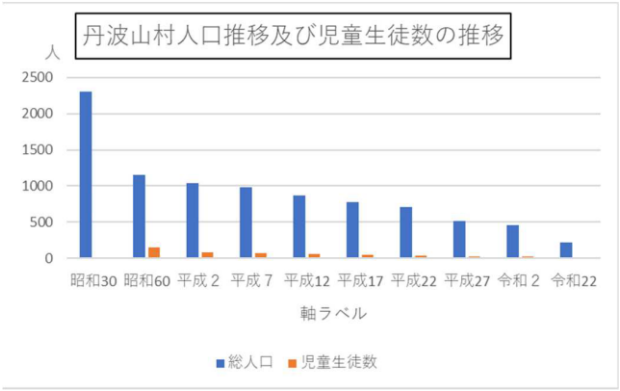

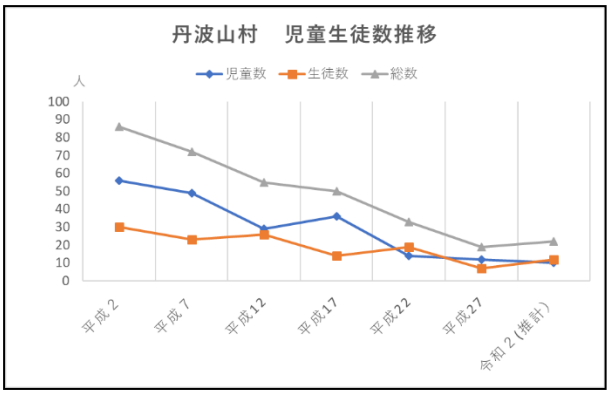

参照：人口　国勢調査（昭和 30 年～平成 27 年）、
将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）（令和 2・22 年）、
児童生徒数　村勢要覧資料編 2018（平成 22・27 年）・丹波山村統計データ（丹波山村 HP）（昭和 60 年～平成 17 年）　昭和 30 年はデータ無し

○　子どもたちは、高校進学を機に村を離れ、成人してから村に戻ってくる人の少なさを考えた時、少子化及び人口流出への対応は喫緊の課題と言えます。

2.2 親子山村留学の推移

○　2018（平成 30）年に行われた山村留学の現状に関する調査報告書によると、全国で570名の子どもたちがこの制度を利用しています。※1

○　山梨県において山村留学制度を実施している学校は、早川南小・早川北小・早川中・小菅小・小菅中・丹波小・丹波中の7校です。制度を実施している学校はいずれも中山間地に位置する学校ですが、この中でも丹波小・中学校は留学生を含めても全校児童生徒数が一番少ない学校です。

○　本村が親子山村留学制度を立ち上げたのは1992（平成4）年です。以来、延べ73人が本村で学んでいますが、全児童生徒数に占める親子山村留学生の割合は年々増加傾向にあり、2019（令和元）年度は全体の6割を親子山村留学の子どもたちが占めています。少子化が進む本村にとって、親子山村留学制度は今や学校を維持していくために欠かせないものとなっています。

※1…NPO 法人全国山村留学協会の調べによる。得られた調査回答に基づく数値のため、実数とは異なる。

年度	2000 （平成 12）	2005 （平成 17）	2010 （平成 22）	2015 （平成 27）	2020 （令和２）
村出身生	４６	３９	３２	１４	９
山村留学生	９	１１	１	５	１３
総数（人）	５５	５０	３３	１９	２２

親子山村留学者数の推移

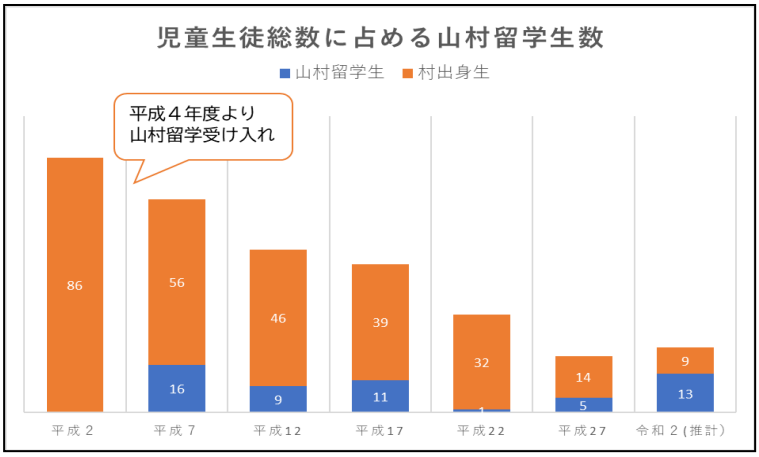

参照:村教育委員会調べ 2020 年は推計

2.3 グローバル化の進展

○ グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には地球規模の課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが世界から求められています。

○ 2015（平成27）年に国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。環境、経済、社会だけではなく平和やエネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体（国、地方公共団体、企業、市民等）によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。

○ 今後、グローバル化への対応が至るところで求められることになりますが、グローバルな視点だけではなく、併せて本村の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、そして村づくりに積極的に参画する人材育成も進める必要があります。

2.4 超スマート社会（Society 5.0）の到来

○ 仕事をはじめ、家事や余暇、生涯学習等、あらゆる活動においてコンピュータ等の情報機器を使い、情報を収集・選択・活用して適切に問題の解決を図る情報活用能力が、だれにも求められる時代が迫っています。このように、どのような職業に就くとしても、あらゆる活動においてコンピュータ等の活用が求められる社会を生きる子どもたちにとって、コンピュータを理解し活用する力を身に付けることが求められます。

○ AI・IoT（モノのインターネット）・ビッグデータ等により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず専門分野の枠を超えた教科等横断的な調和のとれた学習を通して、幅広い知識と教養を身に付けることにより、問題を発見し解決する能力を育む必要があります。

○ スマートフォン等の普及に伴い、子どもたちは、インターネット上にあふれる違法情報・有害情報に日常的にさらされている状況にあります。また、長時間利用による生活の乱れや有害サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを介した被害が増加しているだけでなく、他者の個人情報を漏らしたり、傷付ける言葉をインターネットに公開してしまったりするなど、利用者自身が加害者となる危険もはらんでいます。いかに技術が進歩しようとも、顔が見えないコミュニケーションだからこそ、これまで以上に相手を思いやる意識を強く持ち、安全で正しい利用がなされるよう、情報モラルを高める教育の必要性が高まっています。

2.5 家庭環境や地域社会の変化

○ 全ての教育の出発点は家庭教育と言われます。基本的な生活習慣や社会的マナー、倫理観、自制心や自立心等、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われます。しかし、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもたちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。

○ 核家族化や少子化の進行により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少して

おり、子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。

○ 子どもたちは、村内行事やボランティア活動への参加をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や本村への愛着や誇りを育むことができます。学校には、豊かな教育資源を持つ地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりが求められています。学校と地域の連携・協働体制を構築し、本村が子どもを育て、子どもが地域の創り手に育つ好循環を目指すことが、地域人材を育てる観点から重要です。

2.6 安全・安心に対する意識の高まり

○ 東日本大震災は、地震、津波だけでなく、原子力発電所の事故も伴う未曾有の大災害となり、生命、財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。自然災害ばかりではなく、人々の安全が脅かされる事件・事故も全国的に多発しています。特に子どもや女性、高齢者等、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件・事故が後を絶ちません。犯罪や事故の起きにくい社会づくり、子どもたちの人権がしっかりと擁護された社会づくり、だれにとっても安心して過ごせる社会づくりが期待されています。

○ 心身ともに成長過程にある子どもたちの人間関係は些細な事でバランスを崩しやすく、この不安定な人間関係を原因の一つとして、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校が依然として発生しています。子どもたちが望ましい人間関係の中で安定した学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域の連携はもとより、教員が一人一人の子どもと向き合うことのできる時間と心のゆとりが生まれるよう、教育環境の改善が求められています。

○ 安心と安全を担う小中学校の施設設備は、老朽化と耐震性の面から検討を要します。いずれの施設も築35年を経過します。また、小中学校ともに土石流の警戒区域に入っています。将来的なことを考えますと早急な対策が必要です。

施設名	丹波小学校		丹波中学校	
	校舎	体育館	校舎	体育館
建設	昭和５７年	昭和６０年	昭和５１年	昭和５３年
構造	鉄筋コンクリート ３階建	鉄筋 コンクリート	鉄筋コンクリート ２階建	鉄筋 コンクリート
児童生徒数	１１人		１５人	
常駐職員数	１２名		１１名	
社会体育等利用率		平均月１回		平均月３回

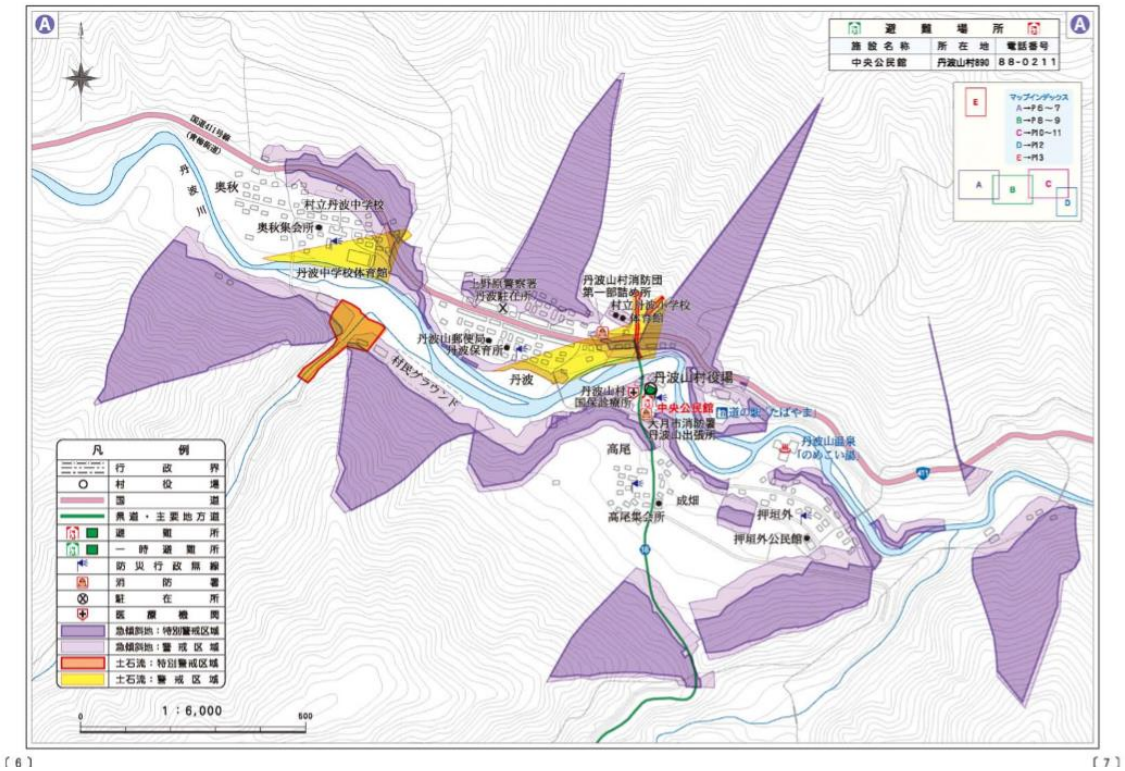

2.7 未来への希望

○ 山梨県は世界遺産の富士山をはじめ、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父など国内屈指の名峰に囲まれています。本村も雲取山、飛竜山、大菩薩嶺の山々に囲まれています。山々に降る雨雪は長い時を経て名水となり豊かな恵みを与えてくれています。

○ 自然豊かな本村で、かけがえのない一人一人が、個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことのできる「自立」に向けた生涯学習が必要です。併せて、一人一人の個性や能力を認め合い、それぞれの長所を生かして、共に支え合い、高め合い、よりよい社会づくりに向けて「協働」し、新たな価値を「創造」する教育の推進が求められます。

各論Ⅰ　これまでの取組

基本方針1
たくましく心豊かな子どもを育む学校教育の推進

○　社会の変化に対応できる確かな学力や豊かな人間性、健康、体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進する。

○　小規模学校の強みを生かした「特色ある学校づくり」を推進する。

○ 計画策定にあたっては、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度までの5年間を計画の期間とする「丹波山村教育大綱」の検証を十分に踏まえる必要があります。

○ 本章は、この間の本村教育を振り返り、現状（○）と課題（◇）を「丹波山村教育大綱」の施策に沿ってまとめたものです。

1.1　「知」「徳」「体」の調和があり、地域性豊かな学校教育の推進

現状と課題

○ 新学習指導要領に則り、基礎的な学力の確かな定着と考える力を育む学習指導方法の工夫・改善に努め、学校教育の充実を図っています。

◇ 地域との連携による郷土教育や環境教育、ボランティア活動への参加など、体験的な学習を推進し、豊かな心を育んでいますが、今後は小中連携の中で地域資源・外部機関等の活用が望まれます。

◇ 時代の変化に対応し、情報化社会を見据え、ICT を活用した情報教育に努めていますが、ハイブリット型授業※1に取り組む必要があります。

○ ALT による学習の実施、外国留学生との交流等、外国の言語や文化に親しむ機会を充実させ、国際理解教育の充実に努めています。

○ グローバル社会に対応できる伝統・文化の理解、表現力・コミュニケーション能力の育成を目指した英語教育を推進しています。

※1…ハイブリッド型授業とは、オンライン授業と対面授業を組み合わせて行う授業。

1.2　学校教育環境や施設の整備

現状と課題

○ 教育施設の計画的な整備・修繕ならびにコンピュータ等の情報機器設備の充実や教育資機材の計画的な補充に努めています。

◇ 災害時の避難拠点としての防災機能の整備を推進していますが、小中学校は警戒区域上、拠点としての役割機能は困難です。

○ きめ細かな学習指導を実現するため、教職員の確保に努めています。

○ 児童・生徒の悩みや不安を解消するため、スクールカウンセラーによる相談やほっとサポート事業を設け、心のケアに努めています。

◇ 教職員の資質や指導力の向上を図るため、積極的な研修の機会を推進する必要があります。

◇ 自然環境を活用した体験学習等を通して子どもの豊かな心を培うとともに、時代に応じたポスター等を作成する等「親子山村留学制度」の啓発に取り組むことが望まれます。

1.3　学校給食や学校保健の充実

現状と課題

○ 食に関する正しい知識の習得や食習慣の形成のため、学校給食の充実を図るとともに、地域と連携し地元農産物を使った学校給食などによる食育を推進しています。

○ 学校保健を充実して児童・生徒の心身の健康づくりを行っています。

1.4　青少年育成環境と推進体制の整備

現状と課題

○ 家庭でのしつけなど、青少年の健全育成における家庭の役割についての情報提供・啓発を推進し、家庭教育を支援しています。

◇ 学校や PTA と連携した地域での見守り体制の強化など、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成を検討する必要があります。

○ 有害図書やインターネット普及に伴う有害情報など、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化活動を推進しています。

○ 非行、いじめ、虐待等に関する相談窓口や支援体制を構築し、問題行動の防止に努めています。

基本方針2
村づくりの人財を育む社会教育の推進

○　地域ぐるみの社会教育情報の共有と関係機関・団体との連携の強化などによる社会教育・社会体育を推進する。

2.1　生涯学習推進体制の整備

現状と課題

◇ 生涯学習の村づくりを推進するため、丹波山村教育ビジョンに基づく生涯学習に取り組む必要があります。

2.2　生涯学習施設の整備

現状と課題

○ 学校施設の一般開放や各種公共施設などの既存施設を有効に活用し、生涯学習の場を提供しています。

2.3　生涯学習事業の充実

現状と課題

○ 生涯学習活動の拠点として、公民館の機能を充実し、活動を支援する必要があります。

○ 地域の伝統文化を後世に残し、ふるさとの良さを伝えるため、文化財保存会等の文化団体の活動を支援するとともに発表機会等の提供に努め、組織や人財の育成を図っています。

◇ 芸術文化の高揚をはかる講座・教室（清流学習会）の開校や文化講演会・展示会等の実施など、村民が芸術文化に触れる機会を検討する必要があります。

2.4　生涯スポーツ施設の整備

現状と課題

◇ 村民グランドや村民プールなどのスポーツ施設の計画的な整備・改修を検討する必要があります。

○ 小学校の校庭並びに体育館を広く地域に開放する他、既存施設の有効に利用しています。

2.5　生涯スポーツの充実

現状と課題

○ 生涯スポーツの振興のため、村スポーツ推進委員等と検討協議し、スポーツ活動を支援しています。（地域総合型スポーツ：タバスキースポーツクラブ発足）

◇ 村民体育祭を含め、村民の誰もが参加しやすいスポーツイベントの開催など、身近にスポーツに親しむ事が出来る場を検討する必要があります。

○ 周辺自治体とのスポーツ大会の実施など、広域的な交流を進め、スポーツ活動の活性化を図っています。

○ 体育協会に所属しているスポーツ団体やサークル活動を支援するとともに、村民の参加を促しています。

○ 医療機関と協議連携し、安全で効果的な健康対策としてのスポーツの推進に努めています。

○ 村スポーツ推進委員の研修会参加等により、資質の向上を図り、住民ニーズに対応できる指導体制の充実と指導者の育成に努めています。

基本方針3
村民が身近に親しむ事が出来る場や機会の充実

○　本村の歴史や文化を伝えるため、文化財の保存や伝統芸能の伝承に努める。

3.1　文化の伝承と保存

現状と課題

◇ 貴重な財産である村の文化財を火災等の災害から守るため、計画的な防災訓練等を検討する必要があります。

◇ 村民が地域の歴史や文化にふれる場や機会を充実し、天然記念物や文化財・伝統文化への愛護思想の高揚を図る必要があります。

◇ 文化財保存会の活動を支援し、成畑遺跡を含めた文化財の発掘・保存・継承活動を推進するため、指定文化財の案内板の設置など、保存のための環境を整備する必要があります。

3.2　郷土芸能、伝統技術などの継承

現状と課題

○ 地域のイベント等を通して、地域の伝統文化を広く伝えることにより、観光と連携した村づくりを推進しています。

○ 小中学校の児童・生徒の参加による「ささら獅子舞」の伝承教育等、地域文化に親しむ機会を充実し、伝統文化を継承する活動の充実をはかるとともに、後継者の育成・人材の発掘に努めています。

3.3　文化施設の充実

現状と課題

◇ 文化の学習拠点である郷土民俗資料館の展示資料の充実を図るとともに、運営方法等を検討し、村民や来訪者が広く親しむ事ができる環境整備を検討する必要があ

ります。

○ 地域文化にふれる機会の拡充を目指して、中央公民館・交流センターや学校施設の有効活用を検討しています。

各論Ⅱ　丹波山村教育の目指す方向

1.1 基本理念

丹波山村教育大綱【令和3年版】、丹波山村教育振興基本計画【第3期】の策定に当たっては、第3期教育振興基本計画及び山梨県教育大綱、丹波山村第5次総合計画を踏まえ、基本理念を次の通り改訂します。

学び続け 地域とともに 未来を拓く
丹波山村の人づくり

目指す姿

未来を拓く人【創造】

◆ 夢と志を持ち、やりがいや生きがいを持ちながら学び、新しい価値の「創造」に向けて、たくましくしなやかに未来を拓く姿を目指します。

学び続ける人【自立】

◆ 新しい時代に必要となる資質・能力や個性を最大限に伸ばし、社会的・職業的に「自立」するとともに、自己実現に向けて学び続ける姿を目指します。

◆ 生涯を通じて健康で、社会参加の機会を楽しみ、生きがいとする姿を目指します。

地域とともに生きる人【協働】

◆ 本村の豊かな自然、歴史、伝統・文化、産業を学び、世界に目を向け、他者との「協働」により、持続可能な地域社会づくりを牽引する姿を目指します。

1.2 基本目標

基本理念の実現を目指し、丹波山村ならではの特色あふれる未来志向の教育施策を積極的に推進するため、その教育振興に向けた基本目標を次の通り設定します。

基本目標1

「生きる力」を育む教育の実現

子どもたちが夢に向かい粘り強く努力するとともに持続可能な社会を創り出す姿を目指し、「生きる力」が最大限に育まれるよう、少人数校の特性を生かしながら、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図り、多摩川の源流で、地球の未来や自分自身のこれからのキャリア（生き方）を考え抜き行動できる子どもたちを育てます。

【基本方針】

1. バランスのとれた知・徳・体を育成します。
2. 丹波山村に「ふるさと」としての誇りを持ち、自身と地域や世界、地球環境の未来を考え行動できる人材を育成します。
3. 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。

【キャッチフレーズ】

山が 川が 人が

「“村　学校”たばやま教育」

自然豊かな本村は、山・川などの自然と共存して生活しています。学校では、「雲取山・笠取山・大菩薩峠（山が）」・「丹波川（川が）」などの自然、地形や気候を活かした舞茸づくり・味噌づくりなどの特産、さらには獅子舞などの伝統文化を教育活動に取り入れています。丹波小・中学校では、これらの教育活動を推進するため、令和 4 年度から「コミュニティスクール（学校運営協議会）」をスタートし、特色ある学校づくりを一層推進するとともに、保育所との連携構築も進めて子どもたちたちでなく大人たちも郷土への愛着心を高

※1…生きる力とは、〇基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え判断し、表現することにより、様々な問題を積極的に対応し、解決する力。〇自らを律しつつ、他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。〇たくましく生きるため健康や体力など

め、未来にはばたく教育の実現を図ります。

村(山が　川が　人が)学校「たばやま教育」は、保育所・小中学校・学校・保護者・地域が「丹波山村の子どもを育てる」という目標の実現に向けて一体となって協働して、すべての人の育ちを実現できるようにするものです。

基本目標2

人生を豊かにする生涯学習の展開

生涯を通じて、多様な学びの機会と社会参加の機会を確保できるよう努め、併せて、村民が健康で心豊かな生活を送るために、スポーツ及び文化芸術にふれあい親しむ機会の充実を図ります。

【基本方針】

1. 学習活動やスポーツに親しむ生涯学習を推進します。

基本目標3

だれもが安心して学べる教育環境の整備

だれもがあらゆる機会にあらゆる場所で学べるよう学びの機会の充実を推進します。また、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるよう、キャリアステージに応じた研修による教員の資質向上、子どもと向き合う心や時間のゆとりの確保に努めます。

【基本方針】

1. 質の高い教育のための環境整備に努めます。
2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります。

1.3 施策体系

基本理念

学び続け　地域とともに　未来を拓く　丹波山村の人づくり

■ 基本目標1　「生きる力」を育む教育の実現

■ 基本方針	■ 施策項目
1．バランスのとれた知・徳・体を育成します	(1)確かな学力の育成
	(2)豊かな心の育成
	(3)健やかな体の育成
2．丹波山村に「ふるさと」としての誇りを持ち、自身と地域や世界、地球環境の未来を考え行動できる人材を育成します。	(1) 自然体験や郷土学習の推進
	(2) キャリア教育の推進
	(3) 多様な人材の育成
3．学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。	(1) 家庭・地域の教育力の向上
	(2) 学校運営協議会による学校運営

■ 基本目標2　人生を豊かにする生涯学習の展開

■ 基本方針	■ 施策項目
1．学習活動やスポーツに親しむ生涯学習を推進します。	(1)生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進
	(2)よりよい地域づくりに向けた学びの推進

■ 基本目標3　だれもが安心して学べる教育環境の整備

■ 基本方針	■ 施策項目
1．質の高い教育のための環境整備に努めます。	(1)魅力ある学校を支援する体制の充実
	(2)ICT 活用のための整備充実
	(3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備
	(4)学校における働き方改革の推進
2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります。	(1) 全ての子どもの教育機会を保障する支援
	(2) 多様性を包み込む教育の推進

各論Ⅲ　施策の具体的方向

1.1 基本目標1 「生きる力」を育む教育の実現

基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します

1 施策の方向

○ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図ります。

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育との関連を図り、しなやかで豊かな心の涵養を目指した教育の充実を図ります。

○ 社会的自立を目指し、ほっとサポート事業を推進し、不登校の未然防止と不登校児童生徒に寄り添った支援を推進します。

○ 学校の教育活動全体を通じて、体育・健康に関する指導を適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ります。

○ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通し、必要な資質・能力を遊びや生活の中で育めるよう、きめ細かな指導の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続に向け、カリキュラムの共有や幼児と児童との交流等の取組を推進します。

○ 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。

2 施策の内容

基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期 間
(1) 確かな学力の育成	○ 「やまなしスタンダード」の下、分かりやすく楽しい授業に努めます。	毎年
	○ 補習的な学習を支援するなどして基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。	毎年
	○ 山梨県学力把握調査、全国学力・学習状況調査等の調査結果を基に、教員の指導力向上を図ります。	毎年
	○ 教員の指導力・評価力の向上のため、研修の機会を設けます。	令和3年度～
	◎ 体験的な学習や丹課学習等探究的な学習を通して、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。	毎年
	◎ 小中連携による、小学校高学年「教科担任制」(算数・英語)を検討します。	令和4年度～

基本方針Ⅰ　バランスのとれた知・徳・体を育成します		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期　間
（1） 確かな学力の育成	○ 児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながっていく学習評価の改善を図ります。	毎年
	○ 郷土民族資料館を活用した郷土学習を図ります。	毎年
	◎ 外国語指導助手による学習の実施等、外国の言語や文化に親しむ機会を充実し、国際理解教育の充実に努めます。	毎年
	◎ タブレット型端末の活用等ICTを個別最適化のために活用を図ります。	毎年
	○ きめ細かな指導を充実するため、教職員確保に努めます。	適宜
	◎ 大学、オンラインを活用した教育プログラムを有する法人、教育に関心を持つ地域の団体等と連携した学習支援を図ります。	令和４年度～
	○ 危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成します。	毎年
	○ 持続可能な社会の構築を目指して、環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育みます。	毎年
（2） 豊かな心の育成	○ 道徳科を要として、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ります。	毎年
	◎ 地域人材による村民との連携授業や、郷土教育、環境教育、ボランティア活動への参加など、体験的な学習を推進し、豊かな心を育みます。	毎年
	○ 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。	毎年
	○ 道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業を推進します。	毎年
	◎ 児童・生徒の悩みや不安を解消するため、臨床心理士・スクールカウンセラー等を活用したほっとサポート事業を推進します。	毎年
	○ 学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図り、適切な生徒理解に努めます。	毎年
	○ 「いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、迅速・適切な対応ができる体制づくりを進めます。	適宜

基本方針１　バランスのとれた知・徳・体を育成します		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期　間
（2） 豊かな心の育成	○　日常生活では経験できない交流や体験活動を通して、次代を担う地域の若者の資質や能力の育成に努め、青少年リーダーの育成を図ります。	適宜
（3） 健やかな体の育成	○　スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会の充実を図ります。 ○　運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図ります。 ○　食に関する正しい知識の習得や食習慣の形成のため、学校給食の充実を図るとともに、生産者と連携し地元農産物を使った学校給食などによる食育を進めます。 ○　児童生徒の心身の健康づくりに向けて、学校保健の充実を図ります。	毎年 毎年 毎年 毎年

基本方針2　丹波山村に「ふるさと」としての誇りを持ち、自身と地域や世界、地球環境の未来を考え行動できる人材を育成します

１　施策の方向

○　丹波山村の特色を生かした学校教育を推進し、我が国と郷土に誇りを持ち、他国を尊重する態度を養うとともに、国際的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。

○　児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

○　総合的な学習の時間を通して、探究的な見方・考え方を働かせることで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えるための資質・能力を育成します。

○　文化芸術の振興と村民の文化力向上のため、文化芸術活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大や次世代の育成を図ります。

2 施策の内容

基本方針2 丹波山村に「ふるさと」としての誇りを持ち、自身と地域や世界、地球環境の未来を考え行動できる人材を育成します。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期 間
（1） 自然体験や郷土学習の推進	○ 自然体験や郷土学習を推進し、児童生徒がふるさと丹波山村への関心と理解を深め、誇りを持てるような心を育みます。 ◎ 文化財保存会等と連携し、県無形文化財である「ささら獅子舞」の伝承に努めます。 ◎ 丹波川・多摩川流域の学校や地方公共団体等との交流を推進します。	毎年 毎年 令和4年度～
（2） キャリア教育の推進	○ 小学校から発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。 ○ 村内の事業所や個人業主・企業等関係機関の協力を仰ぎ、職場見学・職場体験を図ります。 ○ 出前講座、公開授業、進学説明会による異校種間連携を通じ、進路学習や自己の将来を考える機会を提供します。	毎年 毎年 毎年
（3） 多様な人材の育成	○ 新しい価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の育成に向け、地域や企業、外部機関と連携・協働した起業家教育の充実を図ります。 ◎ 義務教育後の上級学校で学ぶ際、村内で学習できる場の提供を検討します。	令和3年度～ 令和4年度～

基本方針3 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。

1 施策の方向

○ 放課後子ども教室の提供など、家庭や地域の教育力向上を図ります。

○ 学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通じてよりよい地域を創るという目標を共有し、各主体が連携・協働する体制づくりを推進します。

○ 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。

2 施策の内容

基本方針3 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育を推進します。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期 間
(1) 家庭・地域の教育力の向上と保小中一貫教育の推進	○ 家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、「家読(うちどく)」運動を推進します。 ○ 家庭でのしつけなど、青少年の健全育成における家庭の役割についての情報提供・啓発を推進し、家庭教育を支援します。 ○ 有害図書やインターネット普及に伴う有害情報など、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化活動を進めます。 ○ 学校やPTAと連携した地域での見守り体制の強化など、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成を進めます。 ○ 非行、いじめ、虐待等に関する相談窓口や支援体制を構築し、問題行動の防止に努めます。 ○ 地域活動への子どもの参加や風の子事業体験活動など、地域住民とともに取り組みます。 ◎ 全ての児童に放課後の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動・学習の機会を拡大するためのプログラム等の充実を促進します。 ○ 学校・家庭・地域が一体となった教育と保小中一貫した教育の構築を推進します。	毎年 毎年 毎年 毎年 毎年 毎年 令和2年度～ 毎年
(2) 学校運営協議会による学校運営	◎ 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する、または地域の問題を子どもが参画しながら解決する仕組みづくり、質の高い学校教育の実現を図ります。	令和3年度～

1.2 基本目標2 人生を豊かにする生涯学習の展開

基本方針1 学習活動やスポーツに親しむ生涯学習を推進します。

1 施策の方向

○ 心身ともに健康で生きがいを持って豊かな人生を送ることができるような生涯学習・生涯スポーツの充実を推進します。

○ 生涯学習・生涯スポーツの環境や推進体制の整備に努めるとともに、団体等の自主的な活動や指導者育成等の支援をします。

○ 社会教育に関わる者を対象にした研修を実施し、社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成を図ります。

2 施策の内容

基本方針1 学習活動やスポーツに親しむ生涯学習を推進します。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期 間
(1) 生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進	○ 広報等による啓発活動や情報提供の推進を図り、生涯学習への参加を促進します。 ○ 生涯学習・生涯スポーツの推進にあたっては、団体・サークル活動の自主的な運営を支援します。 ○ 学校施設の一般開放や各種公共施設を有効に活用し、生涯学習の場を提供します。 ○ 本物体験等、芸術文化の高揚を図る講座・教室の開講や文化講演会・展示会等の実施など、村民が芸術文化に触れる機会を提供します。 ○ 国際的な視野を身につけ、グローバルな人材育成を図るため、海外留学事業を推進します。 ◎ 「里親制度」について啓発します。	適宜 毎年 毎年 適宜 毎年 令和3年度～

基本方針Ⅰ　学習活動やスポーツに親しむ生涯学習を推進します。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期　間
(2) よりよい地域づくりに向けた学びの推進	○　地域の伝統文化を後世に残し、ふるさとの良さを伝えるため、文化財保存会等の文化団体の活動を支援するとともに発表機会等の提供に努め、組織や人材の育成を図ります。	毎年
	○　社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成に努めます。	適宜
	◎　全ての児童に放課後の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動・学習の機会を拡大するためのプログラム等の充実を促進します。【再掲】	令和２年度～
	◎　保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する、または地域の問題を子どもが参画しながら解決する仕組みづくり、質の高い学校教育の実現を図ります。【再掲】	令和３年度～
	◎　文化財保存会等と連携し、県無形文化財である「ささら獅子舞」の伝承に努めます。	毎年
	◎　丹波川・多摩川流域の学校や地方公共団体等との交流を推進します。【再掲】	令和４年度～

1.3 基本目標3 だれもが安心して学べる教育環境の整備

基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます。

1 施策の方向

○ 学校における働き方改革として業務の役割分担・適正化等を進め、教材研究等や子どもと向き合う時間の確保に努めます。

○ 全ての学習の基盤となる情報活用能力等の育成が必要なことから、学校の ICT 環境を充実します。

○ 校舎等の公共施設の長寿命化による老朽化対策に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化等、教育環境の安全性を検討します。

2 施策の内容

基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期 間
(1) 魅力ある学校を支援する体制の充実	○ きめ細かな指導を充実するため、教職員確保に努めます。【再掲】 ◎ 大学、オンラインを活用した教育プログラムを有する法人、教育に関心を持つ地域の団体等と連携した学習支援を図ります。【再掲】 ◎ 学校運営協議会を設置し、地域とともに進める学校づくりを推進します。【再掲】 ○ 本村の環境を活かした「親子山村留学制度」のPR活動を進めます。	適宜 令和4年度～ 令和3年度～ 毎年
(2) ICT活用のための整備充実	○ 学校でタブレット端末等の活用を促進し、分かりやすい授業の充実、家庭学習の一助とします。 ○ 教員の指導力・評価力の向上のため、研修の機会を設けます。【再掲】	毎年 令和3年度～
(3)安全・安心で質の高い教育環境の整備	◎ 教育環境の安全性のため、長寿命化した校舎等の公共施設の老朽化対策を検討するとともに、小中9か年を見据えた教育課程の編成を検討します。	令和5年度～

基本方針1　質の高い教育のための環境整備に努めます。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期　間
(4) 学校における働き方改革の推進	○「丹波山村教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に則り、学校における業務の効率化を図ります。 ○ 部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフ・外部人材を活用します。 ○ 校務支援システムの整備・促進し、学校における事務の一層の効率化を進めます。	毎年 適宜 毎年

基本方針2　多様な学びの機会の充実と提供を図ります。

1 施策の方向

○ 子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、県、村、関係支援団体と連携・協働し、学校をプラットフォームとした総合的な支援を図ります。

○ 特別支援教育等、多様なニーズに対応し、子どもたちが安心して学べ、一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす教育を推進します。

2 施策の内容

基本方針2　多様な学びの機会の充実と提供を図ります。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期　間
(1) 全ての子どもの教育機会を保障する支援	○ 義務教育期間中の教材費・給食費・修学旅行費等公費を無償にします。 ○ 県内高等学校就学支援金や奨学金など、奨学のための給付金の支給や学び直しへの支援を行います。 ○ きめ細かな指導・支援など、学校教育における学力保障・進路支援を行います。 ◎ 全ての児童に放課後の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動・学習の機会を拡大するためのプログラム等の充実を促進します。【再掲】	毎年 適宜 適宜 令和2年度～

基本方針2　多様な学びの機会の充実と提供を図ります。		
施策項目	施策の概要【主な取組】	期　間
(1) 全ての子どもの教育機会を保障する支援	◎　学校運営協議会を設置し、地域の教育資源の活用を図ります。【再掲】	令和３年度～
(2) 多様性を包み込む教育の推進	○　障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすために、関係機関との連携を強化します。 ◎　児童・生徒の悩みや不安を解消するため、臨床心理士・スクールカウンセラー等を活用したほっとサポート事業を推進します。【再掲】 ◎　一人一人の可能性を最大限に伸ばすため、通信制の学びの場を検討します。	適宜 毎年 令和４年度～

資料

資料1 策定委員名簿

役職	氏名	所属母体役職等
委員長	山中 伸一	学校法人角川ドワンゴ学園 N高等学校理事長
副委員長	嶋﨑 竜馬	学校評議員
委 員	日永 龍彦	山梨大学キャリアセンター長
委 員	高木 啓司	株式会社 山下PMC シニアマネジャー
委 員	小村 幸司	NPO法人小さな村総合研究所 代表理事
委 員	福島 千冬	(一社)たばやま観光推進機構
委 員	平井 瑠美	丹波中学校PTA代表
委 員	小川 理恵	丹波小学校PTA代表
委 員	加々美竜也	丹波中学校校長
委 員	樋川 和之	丹波小学校校長

(敬称略)

資料2 策定委員会の開催等

開催年月日	協議内容等
令和3年6月10日	第1回策定委員会
令和3年7月19日	第2回策定委員会
令和3年7月20日	丹波山村教育大綱（案）を具申
令和3年8月10日	総合教育会議において丹波山村教育大綱決定
令和3年8月13日 ～26日	パブリックコメントを実施
令和3年8月30日	8月26日までにパブリックコメントの提出がなかったため原案を丹波山村教育大綱に決定した

丹波山村教育大綱（丹波山村教育振興基本計画）

令和３年８月

丹波山村　・　丹波山村教育委員会
〒409-0305　山梨県北都留郡丹波山村 890 番地
TEL　0428−88−0211
FAX　0428−88−0207